

(平成26年6月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和30年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月頃から31年4月20日まで

昭和30年9月頃から31年10月21日まで、A社B事業所の電気課に常備職員として継続して勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年4月20日になっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務状況に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が、当該事業所の電気課の常備職員であったとして名前を挙げた同僚6人のうち4人から回答が得られたところ、当該4人のうち3人は、当時の状況について具体的に記憶しており、このうち一人は、「私は、当該事業所に常備職員として採用されており、当初から厚生年金保険に加入し、同保険料が控除されていた。申立人も常備職員として採用されているので、採用当初から同保険料が控除されていたと思う。」と供述し、他の二人は、「私は、当初、臨時雇用として勤務していた期間があったが、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。その後、常備職員として採用され、電気課の業務に従事することになり、この時から厚生年金保険に加入した。申立人は、当初から常備職員として採用されたと記憶していることから、採用された当初から厚生年金保

険に加入し、同保険料が控除されていたと思う。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、上記同僚3人は、いずれも、自身が常備職員として採用されたと記憶している時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、申立人が当該事業所に採用されたとする昭和30年9月頃の状況について、当該事業所の土木作業が一段落し、事業所内の内装や電気関係の作業に従事する常備職員が多数採用された時期である旨供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、同年9月30日に、20人が一斉に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該20人のうち、申立人が名前を挙げた上述の同僚を除き、唯一所在が確認できた者は、「私が、昭和30年9月に常備職員として採用された時、申立人は、既に常備職員として勤務していた。試用期間や見習期間は無く、採用当初から厚生年金保険に加入したと記憶している。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、遅くとも昭和30年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日から31年4月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和31年4月の社会保険事務所(当時)の記録及び申立人と同年代の同僚に係る標準報酬月額から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、既に同保険の適用事業所でなくなっている上、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年6月17日から20年8月15日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B造船所における厚生年金保険被保険者資格取得日を18年6月17日、同資格喪失日を20年8月15日とし、当該期間の標準報酬月額を18年6月から19年5月までは40円、同年6月から20年7月までは60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年3月頃から20年8月15日まで

昭和18年3月頃に、A社B造船所に併設された造船技術者養成施設に養成工として採用された。その後、同造船所の電気課に配属され、終戦に伴い解雇されるまで勤務していたが、年金記録が確認できない。

当該事業所に養成工として採用された者は、全員が正社員として勤務したと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の名前を挙げ「私と同年齢で、同時期にA社B造船所に併設された造船技術者養成施設の養成工として採用され、その後、電気課に配属された親友がいたが、その親友は、終戦の少し前に、作業中の事故で死亡している。」と具体的に供述しているところ、A社B造船所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、申立人と同様に、養成工として採用されたとする16人から回答が得られたところ、当該16人のうち2人が申立人を記憶しており、このうち一人は、「私と申立人は、昭和18年3月又は同年4月に、一緒に養成工として採用された。」と具体的に供述していることから判断すると、

申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、養成工であったとする上記 16 人のうち 3 人は、「当時、当該事業所の養成工の採用試験は難関であった。養成工として採用され、造船所に勤務した者は、その全員が正社員となり、厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人と同様に、養成工として採用されたとする上述の同僚 16 人は、それぞれ昭和 18 年 3 月 28 日から同年 6 月 17 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人は、事業所から遅くとも同年 6 月 17 日には厚生年金保険に加入させる取扱いを受けていたと考えられる。

加えて、申立人は、「終戦に伴い、ほとんどの従業員が解雇された。その際、遠方に帰る者は、会社が所有する船で、最寄りの港まで送ってもらっており、私も実家近くの港まで送ってもらった。」と具体的に供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、養成工として採用されたとする上述の同僚 16 人のうち 13 人は、昭和 20 年 8 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該 13 人のうち 1 人は、「終戦のため、私を含めて、多くの者が解雇された。私は、会社の船で、実家近くの港まで送ってもらった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 18 年 6 月 17 日から 20 年 8 月 15 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人と同様に、養成工として採用されたとする同年代の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 18 年 6 月から 19 年 5 月までは 40 円、同年 6 月から 20 年 7 月までは 60 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は既に解散していることが確認できる上、当時の事業主は死亡していることから、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 18 年 6 月から 20 年 7 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。